

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380166

研究課題名(和文) 政治的不安定性から見た地方分権改革の解明

研究課題名(英文) Political Analysis of Decentralisation from a Political Instability perspective

研究代表者

北村 亘 (Kitamura, Wataru)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：40299061

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、二院制、委員会審議方式、国政選挙のタイミングといった要因によって中央の政府与党首脳が直面する政治的不安定性が左右されるということ、および政治的不安定性が高まる場合に地方分権改革が地方政府に宥和的なものとなるということを明らかにした。また、大都市制度の改革では、政府与党首脳が、どのようなときに、現状変革を目指す地方自治体の挑戦者に対して改革を進めるのかということも明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study successfully specified the condition under which political leaders at the central level delivered the decentralisation reform in Japan. Confronted with political instability caused by the twist National Diet and other institutional factors, central political leaders, both LDP and DPJ, would pursue decentralisation to satisfy local political actors who demand transfers of legal and fiscal resources.

研究分野：行政学

キーワード：政治的不安定性 出先機関改革 地域主権改革 分権一括法 大阪都構想 地方自治法改正 有効な脅

## 1. 研究開始当初の背景

2000年代には、日本の中央地方関係を大きく変えるような大改革が実施された。

2000年代の改革を振り返ると、主なものだけでも、2000年の地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止や法定外税制度の拡充にはじまり、2004-06年の三位一体の改革(地方交付税の縮減、国庫補助負担金の廃止削減、地方への基幹国税の税源移譲)、地方再生対策費の創設や地方債の発行の自由化と破綻法制の整備、そして、義務付け・枠付けの漸進的な緩和や国と地方の協議の場の法制化、一括交付金制度の部分的導入(2012年廃止)が実現した。

わずか10年余りの間に打ち出された様々な制度改革をどのようにすれば体系的に把握することが可能なのかということが本研究の底流にある問題意識であった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、2000年以降の日本の地方分権改革の方向性の変化に対して政治学的に一貫した説明を与えることであった。

具体的にいえば、「なぜ、党派性にかかわらず、ある内閣は地方擁護的な改革を推進し、他の内閣は脱地方擁護的な改革を推進するのか」ということを分析することであった。

## 3. 研究の方法

まず、改革の内容を便宜的に地方擁護的な政策と脱地方擁護的な政策に分けて、研究上の従属変数の確定を行った。中央政府から地方自治体への移転財源(交付税や補助金など)の増額などのように中央政府が地方自治体全体にとって利益になるための措置を地方擁護的な政策と呼ぶ。地方擁護的な政策は、地方の自律性を高め、地域間の格差も是正するが、地方での財政規律を緩め、結果として深刻な地方財政赤字を招く恐れがある。

他方、地方自治体の裁量を高めるが移転財源の削減や地方自治体での新たな支出増加などのように地方自治体にとって全体として不利益となる措置を脱地方擁護的な政策と呼ぶ。脱地方擁護的な政策は、地方の自律性を高め、限られた税収の中で財政運営を強いられるので財政規律を高めることになるが、税収の格差がそのまま地域間の格差を広げてしまい、結果として地方自治体全体での活動量は大幅に低下させてしまう。地方分権改革には、長所と短所の双方をもつ。

上記の改革を説明するために、二院制、委員会審議方式、国政選挙のタイミングといった要因に着目した。

## 4. 研究成果

本研究を通じて、二院制、委員会審議方式、

国政選挙のタイミングといった要因によって中央の政府与党首脳が直面する政治的不安定性が左右されるということ、および政治的不安定性が高まる場合に地方分権改革が地方政府に宥和的なものとなるということが明らかになった。このことは、党派性の違いを超えて、政府与党首脳が直面する政治的不安定性が大きいときには「国と地方の協議の場」の法制化や国庫補助負担金の裁量の拡大が進展し、不安定性が小さいときには地方自治体への財源移転を拡大するのではなく、自治体間の協力を促すような連携協約などの仕組みを入れていくということの意味している。

また、大都市制度の改革をめぐって、現状変革を目指す地方自治体の挑戦者が、改革を左右する国政政党をどのように脅して改革を進めるのかという点についても研究を拡大して行った。具体的には、2010年から2015年の大阪都構想をめぐる政治過程について、大阪に置いて大阪都構想を推進する大阪維新の会が、どのようにして民主党内閣に環境整備をする立法を行かせたのか、そして、どのようにして大阪府議会や大阪市議会で大阪都構想に反対していた公明党を賛成に回らせたのかという点を、ポピュリズム論で無理に説明することなく既存の政治的不安定性と合理的行為者としての政治家の行動で説明を行った。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計14件)

- (01) 北村 亘(2016)「ポピュリズム概念と地方政治研究」、新時代的台日関係：社会科学領域的學術對話(國際學術研討會)提出論文、國立政治大學(台北、台湾)、2016年12月17-18日。査読無。
- (02) 北村 亘(2016)「少子高齢化・人口減少の中での地方政府のあり方」、公共治理國際學術研討會提出論文、國立中興大學(台中、台湾)、2016年11月25-26日。査読無。
- (03) 北村 亘(2016)「大阪都構想をめぐる政治過程：『有効な脅し』による都構想の推進」、『レヴァイアサン』第59号(2016年秋)、9-34頁。査読無。
- (04) 北村 亘(2016)「現代日本政治研究の方向性：不毛な対立を超えて」『問題と

- 研究』第 45 卷第 1 号、1-38 頁。査読無。
- (05)北村亘(2016)「被災地支援におけるカウンターパート方式の機能する条件」、「災害時における広域連携支援の役割」報告書提出論文、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構、2016 年 3 月、15 頁。査読無。
- (06)KITAMURA, Wataru (2016) “What government agencies must immediately undertake is to encourage migration from marginal villages,” *MY VISION*, No.17 (Jan 2016), 2 pages. 査読無。
- (07)北村亘(2015)「保健所移管をめぐる都道府県と中核市の攻防」、『都市問題(特集：中核市・再考)』第 107 巻第 1 号(2016 年 1 月号)、74-78 頁。査読無。
- (08)北村亘(2015)「大都市制度の概要と課題」、『公衆衛生(特集：自治体行政と公衆衛生)』第 80 巻第 1 号(2016 年 1 月号)、11-19 頁。査読無。
- (09)北村亘(2015)「行政は、まずは止血戦に取り組み」、『私の構想』第 17 号(2015 年 11 月号)、2 頁。査読無。
- (10)Kitamura, Wataru (2015) “The Study of Central-local Relations in Contemporary Japan,” Paper prepared for the Issue Forum for Urban Development, Public Service, and Regional Governance, 4- 5 December 2015, National Chung Hsing University, Taichung, ROC. 18 pages. 査読無。
- (11)北村亘(2015)「被災自治体に対する政府の財政措置の影響」、『日本学術振興会受託研究報告書 (2015 年 2 月)、19 頁。査読無。
- (12)北村亘(2014)「政令指定都市と『大阪都』構想」、『2014 年第六屆公共治理國際學術研討會及論壇『城市新經濟、城市新政策、城市新治理』提出論文、中興大学(台中市、台湾)。2014 年 12 月 5-6 日、19 頁。査読無。
- (13)北村亘(2014)「東日本大震災の復興をめぐる政治過程」、『阪大法学』第 64 巻第 3.4 号、253-283 頁。査読無。
- (14)北村亘(2014)「政令指定都市の直面する課題と制度的対応：大阪市を中心として」、『日本行政学会共通論題「比較都市政策」提出論文、東海大学高輪キャンパス、2014 年 5 月 24-25 日、36 頁。査読無。
- [学会発表](計 25 件)
- (01)北村亘(2017)「実証政治分析におけるポピュリズムと合理的選択制度論：大阪都構想をめぐる政治 2010 - 15 年」、『大阪大学大学院法学研究科・理学研究科共同研究会、2017 年 1 月 9 日、大阪大学大学院理学研究科、大阪府豊中市。
- (02)北村亘(2016)「ポピュリズム概念と地方政治研究」、『新時代的台日関係：社会科学領域的學術對話(國際學術研討會)、2016 年 12 月 17-18 日、國立政治大學、台北市、台湾。
- (03)北村亘(2016)「都市の成立を通してみる日本の構造」、『大阪大学・京阪電鉄一般向け講演、2016 年 12 月 8 日、なにわ橋駅アートエリア B1、大阪府大阪市。
- (04)北村亘(2016)「少子高齢化・人口減少の中での地方政府のあり方」、『公共治理國際學術研討會、國立中興大學、2016 年 11 月 25-26 日、台中市、台湾。
- (05)Kitamura, Wataru (2016) “Groping in the Dark of the Depopulation: How is Japanese government struggling for rural revitalization?” International Conference on Local Revitalization

- under the Depopulation Period, 2 November 2016, Ajou University, Suwon, Korea.
- (06) Kitamura, Wataru (2016) "Changes in Local Government under the Decentralisation Reform," Clair Paris, 20 September 2016, Paris, France.
- (07) 北村 亘(2016)「大都市制度の変容」, 神戸市議会、2016年9月6日、兵庫県神戸市。
- (08) 北村 亘(2016)「地方分権改革と地方自治の行方」, 経済同友会 2016年度地方分権委員会第1回会合報告、日本工業倶楽部、東京都千代田区、2016年6月1日。
- (09) 北村 亘(2016)「現代日本政治入門」, 上海財経大学セミナー、2016年5月16日、大阪大学大学院国際公共政策研究科、大阪府豊中市。
- (10) Kitamura, Wataru (2016) "Local Government Finance in Japan," JICA Lecture Series, Senri Asahi-Hankyu Building, 18 February 2016, Toyonaka, Osaka.
- (11) Kitamura, Wataru (2016) "The Intertwined Central-Local Relations in Modern Japan: Paradoxical Result of Centralization," JICA Lecture Series, Graduate School of Law and Politics, Osaka University, 20 February 2016, Toyonaka, Osaka.
- (12) 北村 亘(2016)「大阪の課題～都構想をめぐる政治」, 大阪大学 21世紀懐徳堂 i-spot 講座、2016年2月3日、淀屋橋、大阪府大阪市。
- (13) 北村 亘(2015)「政治倫理とこれからの地方議会」, 草津市議会、2016年2月1日、滋賀県草津市。
- (14) 北村 亘(2016)「大都市制度の誕生と  
その変容」, 名古屋市大都市制度講演、2016年1月29日、名古屋国際センター、愛知県名古屋市。
- (15) 北村 亘(2016)「これからの地方自治」, 第3回市町村議会議員特別セミナー講演、2016年1月28日、全国市町村国際文化研修所(JIAM)、滋賀県大津市。
- (16) Kitamura, Wataru (2015) "The Study of Central-local Relations in Contemporary Japan" Keynote Speech, the Issue Forum for Urban Development, Public Service, and Regional Governance, 4-5 December 2015, National Chung Hsing University, Taichung, Taiwan.
- (17) 北村 亘(2015)「大都市制度改革と政令指定都市のゆくえ」, 大阪商業大学公開講演会、2015年11月28日、大阪商業大学、大阪府東大阪市。
- (18) 北村 亘(2015)「基調講演：大阪から見た大都市制度論再考」, 「大阪にふさわしい大都市制度を考えるシンポジウム(与野党議員、一般市民代表対象)」, 2015年2月28日、毎日新聞社オーバル・ホール、大阪府大阪市。
- (19) 北村 亘(2015)「基調講演：東日本大震災に対する財政措置」, 台湾の公務員研修、2015年1月20日、行政院人事行政總處地方行政研習中心、南投県中興新村、台湾。
- (20) 北村 亘(2014)「現代日本研究の方向性」, 国立政治大学日本研究學位學程シンポジウム、2014年12月20日、国立政治大学、台北市、台湾。
- (21) 北村 亘(2014)「日本の大都市制度と大阪都構想」, 2014年第六屆公共治理國際學術研討會及論壇『城市新經濟、城市新政策、城市新治理』, 國立中興大學、台中市、台湾。
- (22) 北村 亘(2014)「東日本大震災への財政

的対応」,大震災の日台比較シンポジウム、国立臺灣大學社會科學院 2014 年 11 月 22 日、国立臺灣大學、台北市、台湾。

(23)北村亘(2014)「合理的選択制度論による東日本大震災への対応決定の説明」,第 1 回日本研究シンポジウム、国立臺灣大學日本研究センター、2014 年 11 月 1 日、国立臺灣大學、台北市、台湾。

(24)北村亘(2014)「政令指定都市の直面する課題と制度的対応：大阪市を中心として」日本行政学会共通論題「比較都市政策」,2014 年 5 月 25 日、東海大学高輪キャンパス、東京都港区。

(25)北村亘(2014)「地方自治法改正」,参議院総務委員会参考人質疑、2014 年 5 月 20 日、参議院、東京都千代田区。

〔図書〕(計 2 件)

(01)北村亘(2015)「被災自治体に対する政府の財政措置」,小原隆治・稲継裕昭(編)『大震災に学ぶ社会科学 第 2 巻 震災後の自治体ガバナンス』(東洋経済新報社)、121-145 頁。

(02)北村 亘(2014)「行政」,梅川正美・阪野智一・力久昌幸(編)『現代イギリス政治(改訂版)』(成文堂)、43-59 頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

国立臺灣大學客座教授

2014 年 9 月～2015 年 1 月、台北、台湾  
担当科目「現代日本政治」(学部生担当)

国立政治大學客座教授

2014 年 9 月～2015 年 1 月、台北、台湾  
担当科目「現代日本政治」及び

「現代日本の地方自治」(大学院担当)

6. 研究組織

(1)研究代表者

北村 亘(KITAMURA, Wataru)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40299061

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし